

(未定稿)

## 第7期板橋区介護保険事業計画の策定について (第6期板橋区介護保険事業計画の検証)

第6期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの確立に向けて、7つの重点取組事項を定めています。この取組事項について、現時点での達成状況の検証を行いました。検証結果を踏まえて、第7期介護保険事業計画の策定を行っていきます。

### 《第6期の重点取組事項》

- 1 地域包括支援センターの拡充・機能強化・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 2
- 2 介護予防・日常生活支援に関する新たな取り組み（新しい総合事業）・・・ p. 2
  - (1) 介護予防・生活支援サービス事業の展開
  - (2) 一般介護予防事業の展開
- 3 介護サービス基盤の適切な整備と高齢者の安定居住の確保・・・・・・・・ p. 3
  - (1) 地域密着型サービスの整備
  - (2) 施設サービスの整備
  - (3) 高齢者の安定居住の確保
  - (4) 居宅サービスの整備
- 4 在宅医療・介護の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 6
  - (1) 生活支援体制整備事業の実施（協議体・生活支援コーディネーターの設置・配置）
  - (2) 地域リハビリテーション連携の推進
- 5 認知症施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 7
  - (1) 板橋区における認知症高齢者支援体制の構築
  - (2) 認知症に関する知識の普及啓発
  - (3) 認知症予防事業
  - (4) 早期発見・早期治療及び在宅認知症患者の急性期医療の体制構築
  - (5) 若年性認知症支援
- 6 権利擁護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 8
  - (1) 権利擁護いたばしサポートセンターの充実
  - (2) 成年後見制度の普及、利用の促進
  - (3) 虐待防止に向けた取り組みの充実
  - (4) 成年後見制度の普及、利用の促進
- 7 介護保険事業の適正な運営・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 9
  - (1) 給付適正化事業の推進
  - (2) サービス事業者への指導・監督
  - (3) サービス事業者への支援
  - (4) 利用者・介護者への支援

## 1 地域包括支援センターの拡充・機能強化

### 《検証結果》

- 超高齢社会において、地域包括支援センター（おとしより相談センター）が地域包括ケアの連携拠点として機能するためには、これまで以上に地域との連携強化を図る必要があります。
- 職員数については、まだ不足しているものの、一定程度体制が整いつつあります。

## 2 介護予防・日常生活支援に関する新たな取り組み（新しい総合事業）

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業の展開

#### ① 訪問型サービス

##### 《検証結果》

- 平成 28 年度に実施した「介護保険ニーズ調査」の結果によると、訪問型サービスを利用している方の約 7 割が生活援助のみのサービスを利用しているとの結果が出ています。生活援助に特化した新設の生活援助型訪問サービスについて、周知に向けた取り組みを強化し、介護予防ケアマネジメントによる適切なサービスの利用につなげていく必要があります。

#### ② 通所型サービス

##### 《検証結果》

- 総合事業の開始により生活援助型サービスや住民主体の通所型サービスが新設され、サービス利用にあたっての選択の幅が広がりました。
- 新しいサービスについては、まだ利用実績が少なく、サービス内容の周知や需要の増加に対応する供給量の確保が課題となっています。
- 短期集中通所型サービスの事業において、地域包括支援センター（おとしより相談センター）を窓口として介護予防・生活支援サービス事業対象者の参加を促していますが、連携方法や事業の会場等の制約など、今後検討すべき課題があります。
- 平成 28 年度から住民主体型サービス補助事業の一環として、住民主体の通所型サービスを新規事業として開始しました。地域の介護予防に資する活動を自主的に行っている住民グループに支援を行います。

#### ③ 介護予防ケアマネジメント

##### 《検証結果》

- 適切なサービス利用につなげるため、地域包括支援センター（おとしより相談センター）等へのケアマネジメント実施方法に関する情報提供（研修、連絡会など）が必要になります。

### (2) 一般介護予防事業の展開

#### ① 介護予防把握事業

##### 《検証結果》

- 元気力（生活機能）チェックの実施を促し、適切なサービス利用へつなげるために、最適な事業実施方法について、検討していく必要があります。

## ②介護予防普及啓発

### 《検証結果》

○公衆浴場活用介護予防事業の実施回数は増えており、参加者は増加傾向にあります。

## ③介護予防自主活動の促進

### 《検証結果》

○認知機能低下予防のため、ウォーキング等の習慣化を目指すとともに、自主的なグループづくりを支援しています。

○現在、認知症予防に効果がある手段として様々なものを取り上げられています。対象者のニーズも多様化しており、ウォーキング以外に効果があるといわれているものについて検討する必要があります。

○介護予防自主グループ化にあたっては、地域の協力はもとより、介護予防サポーターなどボランティアの存在が重要です。今後も、介護予防サポーターの養成を進めるとともに、活用の場が広がるような仕組みづくりを検討していく必要があります。

○平成 28 年度から区内 5 か所のいこいの家（板橋・前野・赤塚・桜川・蓮根）に、介護予防スペースを開設し、地域の介護予防活動に活用しています。

## ④介護予防事業の評価

### 《検証結果》

○学識経験者、板橋区医師会、歯科医師会、介護予防サポーター、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、板橋区からなる介護予防マネジメント評価委員会を開催し、介護予防事業の実施状況を評価し、課題を検討しています。

## 3 介護サービス基盤の適切な整備と高齢者の安定居住の確保

### (1)地域密着型サービスの整備

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

##### 《検証結果》

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、第 6 期事業計画期間中に 4 事業所整備する予定でしたが、公募に対する事業者の応募がなく、1 事業所のみ開設されています。

○利用実績は計画値を大幅に上回っています。実績の伸び率から、今後の需要も見込まれるため、区内全域に効率的にサービスを提供できるよう検討していく必要があります。

#### ②夜間対応型訪問介護

##### 《検証結果》

○夜間対応型訪問介護事業所は、区内での整備実績はなく、平成 20 年度に区外の 1 事業所を指定しています。

○利用実績については、計画値を下回っています。整備の検討にあたっては、代替サービスとされる定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績や整備状況を踏まえる必要があります。

### ③認知症対応型通所介護

#### 《検証結果》

- 認知症対応型通所介護事業所は、3事業所の整備を予定していましたが、平成29年度整備分の公募において事業者の応募がなく、2事業所のみ整備されています。
- 利用実績については、計画値を下回っており、要支援認定者の利用が著しく少なくなっています。今後の高齢化率の上昇に伴う認知症高齢者の増加や圏域別の整備状況等を勘案したうえで整備計画を検討する必要があります。

### ④小規模多機能型居宅介護

#### 《検証結果》

- これまで介護報酬をはじめとした採算性の問題から整備が進んでいなかった点を踏まえ、第5期から引き続いて認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）との併設型として事業者の公募を実施しました。
- 第6期計画期間中に5事業所を整備する計画でしたが、平成27年度整備分の公募により選定したうちの1事業者が、計画変更により看護小規模多機能型居宅介護の整備を行うこととなったため、1事業所減の4事業所となりました。
- 利用実績については、計画値を下回っていますが、利用者数は増加しているため、利用実績等を踏まえた整備計画を検討する必要があります。

### ⑤認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

#### 《検証結果》

- 平成27年度整備分の公募で選定したうちの1事業者及び平成28年度整備分の公募で選定した1事業者による整備が、計画変更等により遅延したため、2事業所が平成29年度へと先送りになりました。
- 平成29年度整備分の公募において応募者がなく、第6期計画期間中に5事業所を整備する計画でしたが、1事業所減の4事業所の整備となりました。
- 利用実績はほぼ計画通りとなっています。実績は伸びているため、認知症高齢者の増加に伴い需要は見込まれるものと考えられます。

### ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護（定員30人未満の小規模な有料老人ホーム等）

#### 《検証結果》

- 板橋区内では、平成20年度に1事業所が整備されましたが、介護報酬をはじめとした採算性の問題から新規事業者の参入が困難な状況にあるため、事業者からの相談に応じながら整備を検討していく必要があります。

### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員30人未満の特別養護老人ホーム）

#### 《検証結果》

- 板橋区内では、整備実績がなく、地域密着型特定施設入居生活介護と同様に、新規事業者の参入が困難な状況にあるため、事業者からの相談に応じながら整備を検討していく必要があります。

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護

#### 《検証結果》

- 看護職員の人手不足の状況等により、各年度とも公募に対しての応募事業者はありません。

んでした。

- 平成 27 年度の小規模多機能型居宅介護整備分の公募で選定した 1 事業者が、当初の計画を変更し、平成 29 年度に 1 事業所を整備することとなりました。

## (2)施設サービスの整備 ※各サービスの利用実績は月平均利用人数

### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

#### 《検証結果》

- 平成 27 年度及び 28 年度整備分は、計画通りに開設されました。
- 平成 29 年度整備分については、当初の公募で選定された事業者が辞退したことにより再選定を行ったため、約 1 年の遅れとなり、平成 30 年度開設へと先送りになりました。
- 平成 28 年 4 月に調査した板橋区内への特別養護老人ホームに対する実待機者数は 1,878 人で、そのうち要介護 3 以上の申込者は 1,427 人でした。調査結果を踏まえ、緊急に必要な整備数を精査し、計画に反映していく必要があります。

### ②介護老人保健施設

#### 《検証結果》

- 平成 29 年度末までに廃止する方針であった介護療養型医療施設の転換先として需要が見込まれていましたが、新たに介護療養型医療施設の機能を存続させるとの意向が厚生労働省より打ち出されたため、第 6 期事業計画では具体的な整備計画を立てていません。
- このたびの介護保険制度改正により、介護療養型医療施設の廃止がさらに 6 年間延長され、転換先として「介護医療院」という新しい介護保険施設が示されました。
- 介護療養型医療施設の転換先としての整備につき、事業者の意向を確認して、整備計画を作成する必要があります。

### ③介護療養型医療施設

#### 《検証結果》

- 介護療養型医療施設は、平成 29 年度末までに廃止し、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム等へ事業を転換することになっていましたが、転換が進まないため、期限がさらに 6 年間延長されることになりました。
- このたびの介護保険法等の改正により、介護療養型医療施設の受け皿となる新たな施設類型として、生活施設の機能を重視した「介護医療院」が示されています。
- 今後は、介護療養型医療施設を運営する事業者の意向を確認し、転換に伴う施設整備計画を検討していく必要があります。

### ④特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）

#### 《検証結果》

- 特定施設入居者生活介護事業所は、他のサービスと比較して高額な入居一時金や部屋代等の自己負担が大きいこともあり利用者数が定員を満たしていない状況があったため、第 5 期及び第 6 期事業計画期間中では新たな事業者の公募等は実施していません。
- 都の指定により第 6 期計画期間中に 6 か所の混合型特定施設入居者生活介護事業所が開設されました。

○国、都の方針と整合を図りながら整備を検討していく必要がありますが、緊急性は低いものと考えられます。

### (3)高齢者の安定居住の確保

#### ①都市型軽費老人ホーム

##### 《検証結果》

- 都市型軽費老人ホームとは、従来の軽費老人ホームを都市部向けに地価等を考慮し、設備・人員基準等を緩和して整備された施設で、平成 22 年度に創設されました。
- 東京都の指針により介護老人福祉施設の整備において併設することが原則であるため、第 6 期計画期間中に開設した 4 か所の介護老人福祉施設うち 3 か所に併設して、都市型軽費老人ホームが整備されました。
- 平成 29 年度開設の 1 か所は、地域密着型サービスの整備事業者が、公募の際に提案事業として計画し、併設して整備したものです。

#### ②サービス付き高齢者向け住宅

- 区では、事業者が都へサービス付き高齢者向け住宅の整備事業補助金を申請する際の独自の同意基準を設けて、一定割合の低廉な家賃の住宅の確保を図っています。

#### ③シルバーピア(シルバーハウジング)

シルバーピア(シルバーハウジング)とは、緊急時の対応や安否確認等の生活支援を行う L S A (生活援助員)等を配置したバリアフリー化された公的賃貸住宅で、東京都が整備促進する事業です。都営住宅の建替えに合わせて、東京都と協議して整備の検討、要望等を図っていきます。

### (4)居宅サービスの整備

##### 《検証結果》

- 被保険者を対象にした調査を実施し、ニーズの把握に努めました。供給量が不足しているサービスについては、都と連携し、事業者への情報提供等を通じて、参入促進へとつなげていく必要があります。

## 4 在宅医療・介護の連携

##### 《検証結果》

- 8つの事業項目については、全て取り組みを開始することができました。今後は、関係機関等との連携強化を進めていくとともに、第 7 期計画中に 8 つの事業項目を活用し、在宅医療と介護の連携体制の構築、充実を図っていきます。

#### (1)生活支援体制整備事業の実施(協議体・生活支援コーディネーターの設置・配置)

##### 《検証結果》

- 平成 28 年度の介護予防・日常生活支援総合事業の開始に合わせ、協議体・生活支援コーディネーターの設置に取り組み、既に日常生活圏域の大半で取り組みを開始しています。第 7 期計画では、全ての日常生活圏域で取り組みを開始し、助け合い・支え合いを広げる基盤(地域の力)をつくっていきます。

## (2) 地域リハビリテーション連携の推進

### 《検証結果》

- 地域リハビリテーションの普及と連携を推進するために、「板橋区高齢者等地域リハビリテーション連携モデル」を平成 27 年度に作成し、医療機関や介護施設、区関係機関などに配付しました。
- リハビリテーション職種間の連携が進み、医療機関や介護施設に所属するリハビリテーション専門職の地域貢献団体「板橋区地域リハビリテーションネットワーク」が平成 28 年度に結成されました。区の事業に参加、協力いただく中で、リハビリテーション専門職と地域包括支援センター（おとしより相談センター）、主任介護支援専門員、福祉の森サロンリーダーなど多職種間の顔の見える連携も進展しています。
- 住民運営の通いの場へのリハビリテーション専門職の関与を促進するために、平成 28 年度は社会福祉協議会との共催で、福祉の森サロン世話人を対象に介護予防プラス講座を実施しました。平成 29 年度は、住民運営の通いの場の立ち上げ支援として、週 1 回、介護予防の効果が実証されている「高齢者の暮らしを拓げる 10 の筋トレ」を、住民運営で実施するグループの立ち上げ、継続支援に着手しました。リハビリテーション専門職の関与で、住民運営の通いの場と参加者が継続的に拡充していくことをめざしていきます。
- 地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の関与としては地域リハビリテーションサービス調整会議を開催し、リハビリテーション医師や専門職、訪問看護、主任介護支援専門員などを助言者に、リハビリテーション連携などの課題がある要介護者などの事例検討を行い、リハビリテーションに関わる課題の把握と共有、多職種連携の推進を図りました。平成 29 年度からは、要支援者の生活行為の課題解決に向けた「介護予防のための地域ケア個別会議」に位置付けて実施し、要支援者の効果的な自立支援・介護予防の方法を検討するとともに、ケアマネジメントのスキルアップや多職種間連携を図っていきます。
- 平成 29 年度、要支援者の心身機能や生活行為の向上などを目指し、訪問看護ステーションのリハビリテーション専門職による訪問相談に着手しました。

## 5 認知症施策の推進

### (1) 板橋区における認知症高齢者支援体制の構築

#### 《検証結果》

- 認知症の早期発見・早期支援に向け、地域ごとに支援体制を構築するために、平成 28 年度から初期集中支援事業を開始しました。この事業の円滑な運用と支援チームの計画的な増設のため、「認知症支援連絡会」においても各関係機関との連携強化をさらに進めていく必要があります。

### (2) 認知症に関する知識の普及啓発

#### 《検証結果》

- 平成 20 年度から実施している認知症サポーター養成講座の受講者は平成 28 年度までに

20,254人、キャラバンメイトも475人となり、認知症についての正しい理解と知識の普及啓発は着実に広がっています。

- 平成27年1月に国が策定した認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）において、認知症サポーター人数を平成32年度末1,200万人に目標が引き上げられたことを踏まえ、引き続き認知症サポーターの養成に努めていく必要があります。

### **(3) 認知症予防事業**

#### **《 検証結果 》**

- 現在、認知症予防に効果がある手段として様々なものが取り上げられています。対象者のニーズも多様化しており、ウォーキング以外に効果があるといわれているものについて検討する必要があります。

### **(4) 早期発見・早期治療及び在宅認知症患者の急性期医療の体制構築**

#### **《 検証結果 》**

- 認知症の疑いがあるが自覚がなく、もの忘れ相談や医療機関への受診が困難な高齢者について、専門職による訪問相談によって、医療機関受診などの支援につながるなど、一定の成果が見られます。
- 「認知症早期発見・早期診断推進事業」においては、「認知症初期集中支援事業」の開始に伴い、そのバックアップへと役割が変化しつつあり、今後も連携が望まれています。
- 「認知症初期集中支援事業」においては、事業を通して地域包括支援センター及びその地域の認知症サポート医との連携が強化され、認知症の人への地域サポートをより充実させる必要があります。

### **(5) 若年性認知症支援**

#### **《 検証結果 》**

- 東京都若年性認知症総合支援センターや板橋区医師会と連携し若年性認知症に関する講演会等を通じて普及啓発を図るとともに、健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、地域包括支援センター（おとしより相談センター）などにおける相談を通じて医療につなげる等の支援を行っていく必要があります。
- 平成27年11月から板橋区内の家族を代表とした「若年認知症いたばしの会ポんテ」が活動を開始しました。区も準備段階から継続して運営の協力をしています。

## **6 権利擁護の充実**

#### **《 検証結果 》**

- 高齢者虐待の防止に関する普及啓発に取り組み、民生委員や地域包括支援センター（おとしより相談センター）との連携などによって相談・通報件数が増え、早期発見が進みつつあります。
- また、施設虐待も平成26年度10件、平成27年度12件と発生しており、立入調査・指



導などに要する業務量が増えています。

- 虐待ケースへの支援等に対する体制強化が今後の課題です。
- 区長申立による成年後見制度利用支援件数が増加傾向にあり、後見人等への報酬助成件数も増えています。平成 26 年度からは、報酬助成の対象を親族申立にも拡大しましたが、より一層、制度の普及及び利用促進に向けた取り組みが必要です。

## 7 介護保険事業の適正な運営

### (1) 給付適正化事業の推進

#### 《 検証結果 》

- 計画的なケアプラン点検の実施や医療給付と介護給付の突合情報による過誤調整の実施により、給付適正化の保持に努めています。
- 介護給付費の通知により、利用者におけるサービス利用の意識を高めるとともに、事業者による不適切な請求の抑制効果につなげていけるような啓発を行っていく必要があります。

### (2) サービス事業者への指導・監督

#### 《 検証結果 》

- 運営基準等について誤った理解をしている事業者に対して適切な運営に向けた指導を行いました。引き続き、指導を行っていくことで、介護保険事業の適切な運営を維持していく必要があります。

### (3) サービス事業者への支援

#### ① 包括的・継続的マネジメントの充実

##### 《 検証結果 》

- 主任ケアマネジャー連絡会や研修の開催を通じて、地域包括支援センター（おとしより相談センター）と居宅介護支援事業所主任ケアマネジャーとの連携や事業への協力体制が進んでいます。居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーは、地域相談会の開催や小地域ケア会議への出席などを通じて、地域のケアマネジメント力の強化に貢献しています。
- 地域包括支援センター（おとしより相談センター）による介護サービス事業者交流会も活発に開催されており、地域における居宅介護支援事業者支援と介護サービス事業者間の連携強化が進んでいます。  
参加者は、介護サービス事業者に加え、地域の医療機関の職員や民生委員など広がりを見せています。

#### ② 人材確保・育成支援

##### 《 検証結果 》

- 介護サービス従事者の勤労意欲向上のための側面援助とあわせて、都が実施する介護人材確保事業の周知を行っていく必要があります。また、総合事業の生活援助型訪問サービスにおいて、区主催による研修の機会を設けるとともに、研修修了者と従事者を求め

る事業所のマッチング事業について検討していきます。

### ③サービス事業者間の連携強化

#### 《検証結果》

○平成 28 年度からは、小規模型の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したため、参加事業所数も増加し、それに伴う事業間の連携範囲も拡がりました。さらなる連携強化のためにも、連絡会の開催前には、区と事業者側の相互で議題内容を検討し、より充実した連絡会にしていく必要があります。

### ④制度改正に関する情報の提供等

#### 《検証結果》

○説明会の開催や区ホームページでの Q & A の公表などによる情報提供により、大幅な制度改正に対応しました。

○第 7 期事業計画期間に実施される制度改正に対しても、改正内容の理解度等を勘案したうえで、最適な情報提供の方法を選択し、円滑な制度移行に努めていく必要があります。

### ⑤福祉サービス第三者評価の促進

#### 《検証結果》

○受審経費の助成により、地域密着型サービス事業所については、補助対象事業者の 7 割以上が第三者評価を受審しています。今後、区内事業所全体のサービスの質を高めるため、第三者評価受審の必要性と効果を周知徹底し、受審事業所数の拡大を図っていく必要があります。

## (4)利用者・介護者への支援

### ①制度を理解してもらうための支援

#### 《検証結果》

○パンフレット等を作成し、情報提供及び制度に関する知識向上の啓発に努めました。特に平成 28 年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業に関する周知については、介護保険のしおりによる周知の他にも、周知用パンフレットを作成し、要支援認定者には個別で郵送するなど重点的に周知を行いました。

介護保険制度は改正の頻度も多く、その所掌する範囲も拡大していることから、パンフレット等の作成にあたっては、関係所管課で連携を図り、十分に掲載内容を精査していく必要があります。

### ②苦情・相談対応の充実

#### 《検証結果》

○地域密着型サービス事業所が実施する運営推進会議等の出席時に、訪問相談をあわせて実施することで、より効率よく、利用者やその家族からの相談を受けられるように工夫しています。

○介護保険に関する苦情・相談は苦情・相談室、おとしより保健福祉センター、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、健康福祉センター、福祉事務所など関係部署と連携し、迅速かつ的確な対応に努めています。